7.収入基準の判定方法

入居しようとする世帯の政令月収額が、公営住宅法および熊本県営住宅条例に定める収入基準の範囲内（18ページ参照）にあることが県営住宅入居申込みをするための資格として必要です。
入居しようとする家族全員の政令月収額は、おおむね次のように計算します。

計算手順	注意事項
①入居しようとする家族全員の過去１年間の**所得**を合算する。	○ パート・アルバイト・年金等の**所得**も全て合算します。 ○ 年の途中で転職等をした場合は、前の職による所得は除き、**現在の職での収入**を**年間収入**に再計算し直してから所得を算出します。（再計算の方法は別記「収入や所得の特殊な計算方法」を参照してください。）
②①の額から所得控除額を差し引く。	○ 控除を受ける場合は、資格審査の際に添付書類の提出が必要となります。（所得控除額については19ページを参照してください。）
③②で求めた額を12で割る。 **→政令月収額**	○ 1円未満は切り捨てます。

※　**年間収入とは？→**前年の給料・賃金・賞与・報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額のことをいいます。ただし、通勤手当などの非課税部分は除きます。

※ **「収入」と「所得」の違いは？→**給与所得者については、年間収入から給与所得控除額を控除したものが給与所得となります。給与所得控除額は、所得税法で定められており、年間収入の額に応じて変動します。
　また、自営業の方は、総収入から必要経費を控除した残額が事業所得となります。
（必要経費は、所得税法で定められたものに限られます。）
※収入基準の判定について計算方法など、詳しくおたずねになりたいときはご連絡ください。

収入や所得の特殊な計算方法

ア　**中途就職者**（令和5年1月2日以降に就職または転職）の年間収入計算方法
　…前職の所得は除き、現在勤務している職場からの収入で次のとおり計算します。
　ここで算出された「年間収入額」をもとに、17ページの「◆年間収入額から所得金額を計算する方法」で所得金額を計算します。

$$\text{年間収入額} = \frac{\text{収入金額} - \text{支払済賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

イ　**事業開始者**（令和5年1月2日以降に事業または営業を開始）の年間所得計算方法
　…前職の所得は除き、現在営んでいる事業等での収入で次のとおり計算します。

$$\text{年間所得額} = \frac{\text{総収入額} - \text{必要経費}}{\text{事業等を営んだ月数}} \times 12$$

※上記ア、イはいずれも**1か月未満の収入および月数は除いて**計算します。

◆年間収入額から所得金額を計算する方法

年間収入金額	所得金額	
551,000円未満	0円	
551,000円以上1,619,000円未満	年間の給与収入金額－550,000円	
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上1,804,000円未満	年間総収入額を4000で割りその答えの１円未満を切り捨てた後に4000で掛戻し、出た額を右の(a) にあてはめてください	(a)× 0.6 ＋ 100,000 円
1,804,000円以上3,604,000円未満		(a)× 0.7 － 80,000 円
3,604,000円以上6,600,000円未満		(a)× 0.8 － 440,000 円

※なお、給与・年金両方の収入のある方は、別途100,000円を上限として、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した残額が、所得金額調整控除として上表の計算による金額から控除されます。

◆年金受給者の年間所得金額の計算方法（遺族･障害･母子年金などの非課税年金は含みません）

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算
65 歳以上	110万円以下	0円
	110万円超　330万円未満	(年金の総収入額)－110万円
	330万円以上　410万円未満	(年金の総収入額)×0.75－27万5千円
	410万円以上　770万円未満	(年金の総収入額)×0.85－685,000円
65 歳未満	60万円以下	0円
	60万円超　130万円未満	(年金の総収入額)－60万円
	130万円以上　410万円未満	(年金の総収入額)×0.75－27万5千円
	410万円以上　770万円未満	(年金の総収入額)×0.85－685,000円

早　見　表

入居の申込みをする世帯で収入のある人が1人だけで、かつ、所得控除額の適用が「同居親族控除」のみの場合にご利用できます。※収入のある人が2人以上の場合あるいはひとり親世帯や身体障害者世帯の場合は、詳しい計算が必要となりますのでこの表はご利用いただけません。

○給与収入の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数（申込者本人を含む）					単位：円
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人
総収入	一般	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下
	裁量	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下

○事業所得の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数（申込者本人を含む）					単位：円
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人
所得額	一般	1,896,000以下	2,276,000以下	2,656,000以下	3,036,000以下	3,416,000以下	3,796,000以下
	裁量	2,568,000以下	2,948,000以下	3,328,000以下	3,708,000以下	4,088,000以下	4,468,000以下

一般階層と裁量階層

○ 県営住宅への入居申込みにあたっては、公営住宅法に規定する収入の基準を超えないことが申込資格となっています。
収入の基準については、申込みをされる世帯の年齢構成や健康状況等により、「一般階層」と「裁量階層」に分かれます。
一般階層と裁量階層の定義については次のとおりです。

一般階層

下記の裁量階層の要件のいずれにも該当しない世帯が一般階層です。

裁量階層

次の1～3のいずれかに該当する世帯は、裁量階層です。

1 入居名義人または同居者に次のいずれかに該当する人がいる場合

ア. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障がいの程度がある。
イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の障がいの程度がある。
ウ. 知的障がい(イと同程度)がある。
エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症に該当する。
オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている。
カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。
キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

2 入居名義人が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の人または18歳未満の人である場合

3 同居者に小学校就学の始期に達するまでの人がいる場合

政令月収額が次の額(政令で定める基準)以下の人は、県営住宅入居への申込資格があります。

一般階層	158,000円
裁量階層	214,000円

※ただし、川鶴団地、本山団地、二本木団地、サンシャイン水前寺、山の上団地については、政令月収額が114,000円以下(裁量階層は139,000円以下)でなければ入居の申込資格がありません。

8.世帯の政令月収額の計算方法

所得額については、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や収支明細書の差引純益の「総合計」などを参照してください。

※前年1月2日以降に就職、転職などされた方は、16～17ページをご覧いただき、所得額を計算してください。

入居しようとする家族全員の所得合計額		（A）　円
所得控除額	基礎控除振替額　（　　）円×　人＝ (1)給与所得を有する入居者又は同居者 (2)公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者 ※1人につき10万円(その者の所得金額が10万円未満である場合には、当該合計額)	円
	同居親族　380,000円×　人＝	円
	別居扶養親族　380,000円×　人＝	円
	老人控除対象配偶者　100,000円×　人＝	円
	老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）　100,000円×　人＝	円
	扶養親族（16歳以上23歳未満）　250,000円×　人＝	円
	障がい者　270,000円×　人＝ (1)身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の2級または3級に該当するとき (3)療育手帳のB1またはB2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症以外に該当するとき	円
	特別障がい者　400,000円×　人＝ (1)身体障害者手帳の1級または2級に該当するとき (2)精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき (3)療育手帳のA1またはA2に該当するとき (4)戦傷病者手帳の特別項症から第3項症に該当するとき	円
	寡婦　（　　）円×　人＝ (所得金額が27万円未満の場合はその所得金額、27万円以上の場合は27万円)	円
	ひとり親　（　　）円×　人＝ (所得金額が35万円未満の場合はその所得金額、35万円以上の場合は35万円)	円
所得控除額計		（B）　円
（A）　－　（B）		（C）　円
（C）　÷　12		（D）　円

あなたの政令月収額は‥‥（D）　　円

一般階層の収入基準	158,000円以下
裁量階層（18ページ）の収入基準	214,000円以下

※川鶴団地、本山団地、二本木団地、サンシャイン水前寺、山の上団地の収入基準は、一般階層は114,000円以下、裁量階層は139,000円以下です。

政令月収算出例 （年齢は、入居可能日時点です。）

例1 家族4人（本人30歳、妻28歳、子8歳、子6歳）の場合 ※本人が、身体障がい者3級

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 2,375,200円
妻の年間所得 …… 550,000円
合計所得金額 …… 2,925,200円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×2人（本人、妻）＝100,000円×2＝200,000円
同居親族×3人（妻、子2人）＝ 380,000円×3＝1,140,000円
障がい者×1人（本人）　＝ 270,000円×1＝　270,000円
合計控除額 …… 1,610,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,925,200円－1,610,000円）÷12
＝ 109,600円

※入居資格があります。

例2 家族2人（本人32歳、子10歳のひとり親世帯）の場合 ※ひとり親控除あり

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,200,400円
合計所得金額 …… 1,200,400円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×1人（本人）＝100,000円×1＝100,000円
同居親族×1人（子1人）＝ 380,000円×1＝　380,000円
ひとり親×1人（本人）　＝350,000円×1＝350,000円
合計控除額 …… 830,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（1,200,400円－830,000円）÷12
≒ 30,866円
※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例3 家族4人（本人65歳、夫66歳、子A24歳、子B18歳）の場合 ※子B、別居している本人の母75歳を扶養

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,102,400円
夫の年間所得 …… 450,000円
子Aの年間所得 …… 1,424,400円
子Bの年間所得 …… 0円
合計所得金額 …… 2,976,800円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×3人（本人、夫、子A）＝100,000円×3＝300,000円
同居親族×3人（夫、子2人）＝ 380,000円×3＝1,140,000円
別居扶養親族×1人（本人の母）＝ 380,000円×1＝　380,000円
老人扶養親族×1人（本人の母）＝ 100,000円×1＝　100,000円
扶養親族
（16歳以上23歳未満）＝ 250,000円×1人＝ 250,000円
合計控除額 …… 2,170,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,976,800円－2,170,000円）÷12
≒ 67,233円
※1円未満切捨て

※入居資格があります。

例4 家族2人（本人25歳、妻24歳）の場合

○入居しようとする家族全員の所得合計額（A）

本人の年間所得 …… 1,628,800円
妻の年間所得 …… 1,051,200円
合計所得金額 …… 2,680,000円 (A)

○控除額（B）

基礎控除振替額×2人（本人、妻）＝100,000円×2＝200,000円
同居親族×1人（妻）　＝ 380,000円×1＝　380,000円
合計控除額 …… 580,000円 (B)

○政令月収額

（A－B）÷12＝（2,680,000円－580,000円）÷12
＝ 175,000円

※この場合、政令月収額が収入基準の158,000円を超えているため、入居資格はありません。